

# 最適化栄養食調理セットに関する認証スキーム規程

## (趣旨)

この規程は、一般社団法人日本最適化栄養食協会（以下、本協会という。）が運営する最適化栄養食調理セットの認証制度について定めるものである。

## 1 適用範囲

この規程は、本協会が運営する最適化栄養食調理セットの認証制度の運営方法と、認証審査基準について規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規程に引用されることによって、その一部又は全部がこの規程を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- ・ JSA-S1015:2023 最適化栄養食の栄養設計基準に対する要求事項
- ・ ONDMA-2023-01 最適化栄養食に関する栄養設計基準の登録スキーム規程
- ・ ONDMA-2023-02 最適化栄養食の製品に関する認証スキーム規程

## 3 用語及び定義

この規定で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JSA-S1015:2023、ONDMA-2023-01、ONDMA-2023-02による。

### 3.1

#### 最適化栄養食調理セット

調理者が指定された食材を追加し調理することで登録された最適化栄養食の栄養設計を達成する食材の集まり

## 4 最適化栄養食調理セットの認証スキーム

最適化栄養食調理セットの認証スキームは、本協会に登録された最適化栄養食の栄養設計基準に対する要求事項に適合する最適化栄養食の配合と手順を示し、調理者が調理セットに示された配合、及び一部の原材料を追加し調理を行うことで、最適化栄養食となる調理セットについて、本協会として製品認証する

制度である。認証された調理セットを調理して提供される食については、本製品認証制度の対象外である。認証された調理セットには、本協会が指定するマークを、本協会が別途定めるマーク使用規程に基づき、表示することが可能となる。認証された調理セットは、普及を促進する目的で、本協会が公開する。本協会は、審査結果にのみ責任を負い、個々の調理セットが栄養設計基準に基づいた食の配合と手順を示し、調理者が配合どおりに一部の原材料を追加し調理を行うことで最適化栄養食となることの信頼性を付与するものであり、保証するものではない。個々の食の栄養成分含有量の保証については、調理者が行うものであり、本協会は一切の責任を持たない。

**注記 1** 使用上問題がない場合は、最適化栄養食にかえてオプティミールを用いることもある。

**注記 2** 認証された調理セットを調理して提供される食には、本制度で指定するマークを表示できない。

## 5 最適化栄養食調理セットの認証スキームの運営方法

最適化栄養食調理セットの認証スキームは、次に示す手順で運営する。

- a) 申請者は、調理セットの認証申請書類一式を本協会事務局へ提出することで、調理セットの認証申請を行う。申請に当たっては、本協会に登録された最適化栄養食の栄養設計基準を指定しなければならないが、申請者が登録申請した最適化栄養食の栄養設計基準でないものを指定してもよい。
- b) 本協会事務局は、申請された製品認証申請書類一式について、必要書類の有無及び記入漏れの有無を確認する形式審査を、申請から 10 営業日以内に実施し、合格した場合に受理番号を附す。形式審査にて不備が発覚した際は、申請者に不備を通知し、申請者の再申請を以て、再度形式審査を、再申請から 10 営業日以内に実施する。再度、不備が発覚した際は、これを繰り返す。
- c) 本協会事務局は、審査の公正性及び信頼性を確保するため、本協会が別途定める認証委員基準に基づき公表する認証委員のうち、申請された最適化栄養食及び申請者との利益相反がないことを、本協会が別途定める認証委員基準に基づき、確認できた認証委員に審査を打診する。受諾された場合、担当認証委員委嘱状を発行し、秘密保持誓約書をご提出いただいた上で、就任承諾書を受理し、審査を依頼する。
- d) 担当認証委員は、**6 最適化栄養食調理セットの認証審査基準**に基づき、審査の上、期限までに審査報告書を作成し、本協会事務局へ提出する。
- e) 本協会事務局は、その結果に基づき、適正なプロセスによる判定を行い、判定結果について、認証審査判定結果報告書を発行し、申請者に送付する。申請者への受理通知から 30 営業日以内に認証審査判定結果報告書を発行することとし、遅滞する見込みの際には、申請者へ遅滞する旨と認証審査判定結果報告書を発行する時期を通知する。
- f) 本協会事務局は、審査結果が認証可の場合、申請者と認証契約を締結し、認証手続きを行う。本協会は、認証された最適化栄養食調理セットについて、当該調理セット名及び栄養成分を本協会ホームページにて公開する。
- g) 認証された調理セット版最適化栄養食について、申請者は次に示す責務を果たすように努める。
  - ・認証された調理セットについて、本協会が別途定めるマーク使用規程に則り、調理セットにマークを表示することで、最適化栄養食の普及を図る。
  - ・認証された調理セットについて、本協会を通じて行われた第三者からの質問等の情報提供依頼に関し、適切な情報等を提供する。
- h) 申請者は、認証された調理セットの申請内容に変更があった場合には、本協会が指定する最適化栄養食調理セット認証変更届出書によって、遅滞なく本協会に届け出なければならない。本協会事務局は、最

適化栄養食調理セット認証変更届出書を受理した 10 営業日以内に、**6 最適化栄養食調理セットの認証審査基準**に基づき、再審査の必要性を判断し、その結果を申請者に通知する。再審査の必要が認められた場合には、**c)**以降の手順にて、審査する。

**注記** 申請内容の変更の一例としては、申請した原材料の変更、製品名の変更がある。

**i)** 申請者は、法人名や担当者の変更など、申請書に記載の内容に変更があった場合には、本協会が指定する認証申請変更届出書によって、遅滞なく本協会へ届け出なければならない。

**j)** 本協会は、申請者に不適当な行為があると思われるときには、認証を一時停止するとともに、不適当な行為か確認を行い、不適当な行為が確認された場合には、改善のために必要な指摘を行う。10 営業日以内に改善計画が提出されなかった場合には、認証を取り消す。また、申請者から、本協会が指定する認証取消依頼申請書によって、認証の取消申請があったときには、事務局は 10 営業日以内に、認証取消通知書を発行し、申請者に送付し、認証を取り消す。

**注記** 不適当な行為の一例としては、以下がある。

- － 申請された配合と異なる配合で製造
- － 推定値の算出根拠となる栄養成分の値がない原材料に関する分析データの捏造
- － 申請と異なる内容でパッケージ作成

**k)** 本協会は、認証の更新について、前回認証または更新から 1 年を経る 30 営業日前を目途に、申請者へ案内を行う。申請者は、本協会からの案内に従い、更新手続きを行う。

**l)** 異議申し立てがあった場合には、異議申し立て対応委員会を組成し、別途定める苦情処理規則に基づき、適正に対応する

**m)** その他、申請者に必要な情報は適切に提供する。

## 6 最適化栄養食調理セットの認証審査基準

最適化栄養食調理セットは、次に示す **a)**から **e)**について設定されていなければならない。

- a)** 対象とする栄養設計基準（例：T-XXXXX）
- b)** 最適化栄養食調理セットの食品表示の義務の有無
- c)** **a)**の栄養設計基準に適合した最適化栄養食の栄養成分（調理者が追加する配合分を含む）
- d)** **a)**の栄養設計基準で指定された栄養成分について信頼性が確保された算出根拠
- e)** 調理者による配合及び手順に関する情報

**注記** 栄養成分の算出根拠について、補正を行う場合は、その補正方法についても、示さなければならない。